

平成25年度 入札参加資格申請要領（建設工事市内新規業者用）

1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者

地方自治法施行令第167条の4の各号に該当しないこと。

登録を希望する業種の建設業の許可（建設業法第3条）を有していること。

登録を希望する業種について、経営に関する事項の審査（建設業法第27条の23）（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

登録を希望する業種について、添付された経営規模等評価結果通知書における工事種類別年間平均完成工事高（以下「完成工事高」という。）が0でないこと。

現に建設業を営んでおり、労働者災害補償保険及び退職金共済制度等に加入していること。

本社は市外（土木一式、建築一式及びば装工事の登録を希望するものにあつては、津山市に隣接する市町村に限る）にあるが、市内に支店等がある法人で、その支店名等名称で市内業者として入札参加資格申請をする法人にあつては、次の条件を満たす者であること。ただし、市内業者としての登録の可否については、津山市内での営業実績、地域貢献等勘案のうえ決定する。

- ・登記事項証明書（旧登記簿謄本）に支店登記されていること。
- ・津山市に法人市民税を納入していること。
- ・支店等単独で入札・契約・契約の履行等権限を有すること。
- ・当該支店等において建設業の許可を受けていること。
- ・津山市内在住の技術者を5名以上雇用し、支店に常時配置していること。

国税（消費税）、市税等の滞納をしていないこと。

市税等については、会社及び役員（監査役を除く）全員。

津山市が行なう貸付事業の償還金及び負担金等を滞納していないこと。

一般競争（指名競争）入札参加資格申請書中の必要事項について整備されていること。

2. 申請書及び添付書類

提出書類一覧（添付書類リスト）をよく確認のうえ漏れののないよう提出のこと。

3. 注意事項

受付期間 平成25年4月1日（月）～平成25年4月22日（月）

執務時間 平日午前8：30～午後5：15

有効期間 平成25年7月1日～平成26年6月30日

新規申請者にあつては、2年間は登録のみとし、格付け及び指名は行わない。

本申請書の提出については、書類の内容を説明できる人が持参のこと。

入札参加資格審査結果を通知用の、80円切手を提出のこと。

返信用封筒は不要。80円切手のみ提出のこと。

職員の確認は、雇用保険及び社会保険の加入の有無により行う。職員の住所は、市町村に届出ている住所を正確に記入のこと。非常勤職員とみなされる人は該当しない。

自己資本金は、払込資本金＋積立金＋繰越金とすること。個人の場合は、年次繰越純資本金の額を記入のこと。

技術職員とは、建設業法第7条第二号、もしくは第15条第二号に該当する職員であり、その他の職員とは、技術職員以外の職員とする。

津山市の発行する納税証明書は、財政部税制課で証明したもので、平成25年3月25日以降のものとする。（平成25年4月1日以降に税制課で証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）

最近において納税したものに係る納税証明を請求する場合は、その「領収証書等」を持参のこと。

その他の証明書類は、申請書類提出日の直前3ヶ月以内のものとする。

一般競争（指名競争）入札参加資格申請書及び添付書類は、A4縦型フラットファイルに申請書添付書類リストの順番に綴り、ファイルの表紙及び背表紙に法人名（個人の場合は商号）を必ず記入のこと。

なお、フラットファイルについては、黄系統（黄色、オレンジ等）色のものを使用のこと。

提出した一般競争（指名競争）入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、些細な事項にかかわらず、当該変更の事実が発生した日から15日以内に変更届を提出のこと。

経営事項審査については、審査基準日が平成23年8月1日から平成24年7月31日のもの及び最新の経営規模等評価結果通知書の写しを添付のこと。なお、申請後においても有効期限切れとならないよう経営事項審査を受審すること。

技術職員の資格証明書については、職員名簿の記載順に整理して添付のこと。

また、資格証明書の原本を確認するため、必ず原本を持参のこと。

ISO登録証がある場合は、必ず写しを提出のこと。

（財）日本適合性認定協会（JAB）によって、認定・登録された審査登録機関から発行された有効期限内の登録証（認定状）

入札参加希望業種は、水道施設工事を除く建設業法に定める27業種＋交通安全施設工事の28業種から選択すること。ただし、塗装工事及び防水工事については第1種専門業種、交通安全施設工事及び造園工事については第2種専門業種とし、その扱いについては次のとおりとする。

- ・第1種専門業種の登録を希望する者については、第1種専門業種以外の業種を併せて希望しても第1種専門業種以外の業種の登録及び指名はしない。（塗装工事と防水工事の2業種の登録希望は可）
- ・第2種専門業種の登録を希望する者については、他に2業種までしか希望することができない。

交通安全施設工事は、発注業種がとび・土工・コンクリート工事又は塗装工事となるため、登録を希望する場合は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事について、それぞれ次の要件を満たしていること。

- ・建設業の許可を有していること。また経営事項審査を受けていること。
- ・格付けの対象となる経営規模等評価結果通知書における完成工事高が0でないこと。

プレストレストコンクリート工事、法面工事及び鋼橋上部工事は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事とし、それぞれその業種の細目として扱うが、入札の参加を希望する場合は、入札参加資格申請書の『希望する工事業種』の『工事業種名』欄は括弧書きで記入すること。なお、プレストレストコンクリート工事、法面工事及び鋼橋上部工事の3つは細目として扱い、業種としてカウントしないため、第2種専門業種の制限数に含まないものとする。（下図記入例参照）

希望する 工事業種		工事業種名	直前1期の工事完成高(千円)	平均工事完成
	一般・特定	土木一式	*****	
	一般・特定	とび・土工・コンクリート	*****	
	一般・特定	（法面）	*****	
	一般・特定	交通安全施設	*****	
	一般・特定			

記入例においては、第2種専門業種（交通安全施設工事）を希望しているので、他に2業種まで希望する事ができる。他の業種として、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び法面工事を希望しているが、法面工事はとび・土工・コンクリート工事の細目として扱うため、希望業種数は3となり、登録可能である。

法面工事の入札参加を希望する場合は、次の書類を提出のこと。

- ・法面工事に係る機械の保有状況
- ・団体加入証明書

舗装工事の入札参加を希望する場合は、次の書類を提出のこと。

- ・舗装工事主任技術者及び舗装工事オペレーター名簿及び機械の保有状況
- ・舗装工事主任技術者の舗装工事経歴書
- ・舗装工事のオペレーターの証明書

塗装・防水工事の入札参加を希望する場合は、労働安全規則等に定める足場の組立等技能講習修了書の写しを提出のこと

アスベスト除去工事の入札参加を希望する場合は、アスベスト除去工事経歴書及び作業主任者名簿に必要書類を添えて提出のこと